

三島市外五ヶ市町箱根山組合条例の左横書き等に関する措置条例

平成 9 年 10 月 24 日
条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、この条例の施行の際現に効力を有する三島市外五ヶ市町箱根山組合条例（以下「既存の条例」という。）を左横書きに改めるとともに、当該条例の内容、効力等に変更を生じない限度において、統一した表現に整備するための措置について必要な事項を定めるものとする。

(左横書きの措置)

第 2 条 既存の条例は、左横書きに改める。

2 前項の場合において、左横書きに伴う字句の改正その他の措置については、次に定めるところによる。

- (1) 漢数字は、固有名詞、数量的意味の失われた語及び慣用的語の中に含まれているものを除き、アラビア数字に改め、これを三位ごとに「，」で区切るものとする。
- (2) 号の番号は、アラビア数字を「（ ）」で囲んだものに改める。
- (3) 号の中を細分する符号は、片仮名による五十音（以下「アイウエオ」という。）順に改め、アイウエオの中を更に細分する符号は、アイウエオを「（ ）」で囲んだものに改める。
- (4) 表、別表及び様式は、その形式が既に左横書きになっているものを除き、その右上端が左上端になるよう位置を改める。
- (5) 次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に改める。

左の	次の
左に	次に
左記	次の
上欄	左欄
下欄	右欄

(統一した表現に整備するための措置)

第 3 条 既存の条例は、次に定めるところにより、用語、用字等を統一した表現に整備する。

- (1) 漢字使用、送り仮名の付け方及び仮名遣いは、国の法令における基準に準じたものに改める。
- (2) 平成元年 1 月 8 日以後の期日、期間及び期限（以下「期日等」という。）を

定める規定並びに平成元年度以後の年度を定める規定で、昭和の元号を用いているものについては、当該期日等及び年度に対応する平成の元号を用いたものに改める。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、既存の条例を左横書きに改め、統一した表現に整備するための措置については、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年1月1日から施行する。